

◀ 1 利用対象者の見直し/身体障害者の拡大 ▶ 移動支援の現状について、3つの観点から整理した。

(1) 「他都市状況」・・・対象者要件に疾病原因を付している政令市は静岡市以外ない

「対象者を疾病で限定」することにはある意味「差別」として社会モデルとしての判断基準を加味する必要がある。

(2) 「他外出支援制度」

制度名称	対象者	備考
タクシー利用料金助成制度	・身体障害者手帳1・2級 ※ ・療育手帳A	・公共交通機関の代用的制度 ・外出時身支度、外出先での支援はできない
重度訪問介護	・障害程度区分4以上、かつ二肢以上に麻痺がある者 ・障害程度区分4以上、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「できる」以外の者	・障害児は利用できない
同行援護	・視覚障害者	
行動援護	・障害程度区分3以上で、行動関連項目等の合計点数が8以上の者	

(3) 「利用対象外者の相談事例」・・・過去5年間の相談事例 21件(障害等級対象外も含む)

障害等級や障害程度区分と実際日常生活を至上での状況には乖離がある。

障害者のための外出支援は「等級や原因となった疾病」に由来するのではなく、「ひとりで外出できるか、できないか」で判断すべきである。

※平成25年6月より、計8回開
会、主な協議内容は下記のとおり

平成 26 年度(予定)

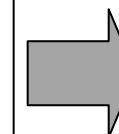
- 移動支援利用対象者の見直し
- …身体障害者の原因疾病要件を廃止

＜2 通学における移動支援＞

(1) 「特別支援学校における通学に関する調査」(中央、北、清水、南の丘、静大)

設問	回答
①スクールバスの運行	4校すべて運行
②利用対象者	小中高…2校 小中…1校 小…1校
③運転手以外の同乗者	4校すべて添乗者あり ⇒ 教員、介助員
④自宅ーバス停の移動(保護者以外の支援)	・公共交通機関 ・自力通学 ・放課後支援サービス事業所
⑤希望者全員が利用できているか、またできない理由	できていない…2校(理由:希望者が定員を上回る、利用対象者ではない、医療的ケアが必要になる)
⑥改善策	運行規定、運行状況に照らし、乗車できるよう年度途中においても検討。下校時は路線バスに生徒が集中するため、地域住民に迷惑がかからぬよう、バス会社に増便を依頼している。
⑦スクールバス以外の通学方法	・保護者送迎 ・公共交通機関 ・放課後支援サービス事業所
⑧保護者からの要望	・バス停増設や運行経路の変更 ・医療的ケア児童の乗車(看護師乗車) ・横断歩道の設置
⑨学校側からの要望	・通学に福祉サービスの支援を入れてほしい。児童の社会生活への移行((卒業後の進路先への通所、通勤))に向け意義深い。 ・バス停の設定が難しいため、公共施設の協力がほしい(送迎する保護者車両の駐車場の確保) ・バスの台数増 ・保護者が送迎できない場合の支援

※今後、保護者による送迎困難事例をまとめ、検証する必要がある。



平成26年度(予定)

- 困難事例集の作成
- 新たな通学支援策の検討
- 個別ケース検討会議の必要性検討

(2) その他の通学方法等の検討

- 福祉有償運送の利用 ⇒ 定常的な運行不可(運転手はヘルパー業務の合間に従事)、実費負担が伴う、利用者の事前登録が必要。
- ガイドボランティア制度の活用(移動支援で賄えない通学支援に地域住民ボランティアを活用)
 - ⇒ 現在、通学支援のボランティア団体がないこと、近所との関係やボランティアの責任感など不確定要素が多い。
- 車両型移動支援の検討 ⇒ 不明確なニーズ、費用の捻出、道路運送法上の許可、保護者の本来義務のサービス転嫁など、解決すべき問題あり、直営運行の予定なし。

＜3 ヘルパー不足対策、人材養成＞

(1) 移動支援従事者養成研修の実施・・・大学生・主婦等を取り込み、土日対応ヘルパーを増やす。受講に際し保持資格は問わない。

(2) 介護保険事業所の参入推進・・・介護保険事業者等に対し、障害福祉に理解を求めるため研修会を実施した

介護保険事業者連絡会等研修(葵・駿河区居宅部会)

日時：平成 25 年 9 月 27 日(金)午後 2 時

中央福祉センター大会議室 参加者：14 事業所 15 人

- 1 障害福祉サービスについて
- 2 知的障害者の特性について

清水ケアマネージャ連絡会研修会

日時：平成 25 年 10 月 31 日(木)午後 7 時

はーとぴあ清水 参加者：54 人

「介護保険と障害福祉との連携について」～障害福祉サービスを知ろう

(3) 居宅サービス事業所ネットワーク会議の設立・・・ヘルパー人材養成研修の開催、情報共有・発信の場として発足

障がい者ヘルパー事業所ネットワーク静岡発足

設立会議日時：平成 25 年 11 月 26 日(火)午後 1 時 30 分 駿河庁舎 3 階大会議室 1 27 事業所 30 人参加

＜方針＞ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援は、地域で生活している障がいのある方にとって、日常生活に欠かせないサービス、社会生活を広げるためのツールである。しかし、従事するヘルパー不足は大きな課題となり質、量ともに確保が難しい状況となっている。市内の各事業所が抱える課題に対し、話し合いや協議する場を設け、相互に協力し合いながら事業を円滑に進められるよう協力関係を築いていく。

＜活動＞ ○ヘルパー、サービス提供責任者、管理者などさまざまな立場での情報交換

- 移動支援従事者養成研修テキストの企画、編集
- 各種研修の講師派遣
- ヘルパー対象の研修企画
- 管理者・サービス提供責任者対象の研修企画
- 自立支援協議会、行政等への提言、要望

(4) 土日開所の日中一時支援の実施・・・特に土日は、通所事業所の休業により、外出目的ではなく、預かり目的の移動支援利用の実態がある。土日閉所施設における新たな日中一時支援事業により、本来目的でない人を移行させる。

(5) グループ支援型の導入・・・同一目的・出発地・目的地支援のため導入の可能性

事業化には
今後検討が
必要

平成 26 年度(予定)

○移動支援従事者養成研修の実施

○ヘルパー人材養成
(ヘルパー事業所ネットワークにおけるスキルアップ研修の実施など)